

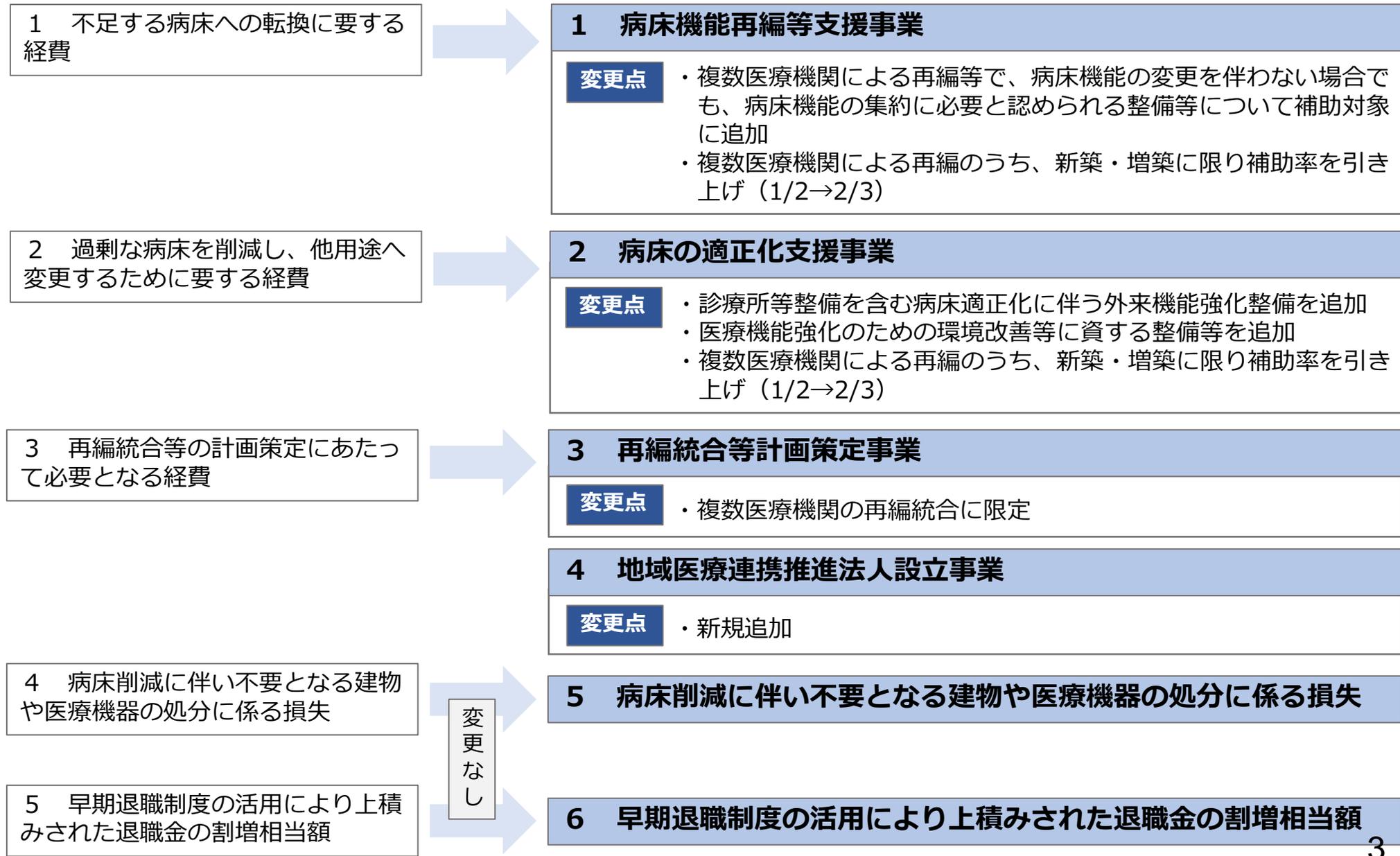
区分	補助対象	補助基準額	補助率
1 病床機能再編等支援事業	施設整備 ○過剰な病床から不足する機能への病床転換（地域包括ケア病床含む）に必要な整備費 ○地域医療構想調整会議の協議結果に基づく病床機能の分化・連携のために必要な整備費 <u>※複数医療機関による再編等において、直接には病床機能の変更を伴わない病床についても、当該病床機能の集約に必要な施設・設備整備と認められるものについては、補助対象とすることができる（調整会議での同意必要）</u>	整備する病床数に次の基準額を乗じた額 ・新築・増築 1床あたり 9,000千円 ・改築・改修 1床あたり 5,761千円 ※30床を上限とする	1/2以内 <u>※複数医療機関による再編のうち、新築・増築に限り2/3以内</u>
	設備整備	1医療機関あたり 10,800千円	
2 病床の適正化支援事業 ※4区分の病床 10%削減を要件 ※H30.7.1時点で 休棟中の病床は 対象外 ※介護保険制度に 係る施設への用 途変更は対象外	施設整備 ①過剰な病床を削減し、他用途へ転用するために必要な整備費 <u>②病床の適正化に伴う外来機能の強化のための整備費（診療所等の整備を含む）</u> <u>③継続する医療機能強化のための整備費</u> ・ <u>患者の療養環境改善</u> ・ <u>医療従事者の職場環境改善</u> ・ <u>衛生環境改善</u> ・ <u>業務の高度情報処理化及び快適環境の整備</u> ・ <u>乳幼児を抱える患者の通院等のための環境整備</u> ・ <u>その他適当と認められるもの</u>	病床の適正化に伴い削減した病床数に次の基準額を乗じた額 ・新築・増築 1床あたり 9,000千円 ・改築・改修 1床あたり 5,761千円 ※30床を上限とする	※複数医療機関による再編のうち、新築・増築に限り2/3以内
	設備整備 ※不足する機能の病床削減については、地域医療構想の達成に必要なものか調整会議で協議のうえ判断	1医療機関あたり 10,800千円	

病床機能分化・連携推進事業の見直しについて（R6年度）

区分	補助対象	補助基準額	補助率
3 再編統合等計画策定事業	再編統合等にかかるコンサルタント業務委託費、病院間協議にかかる経費 <u>※複数医療機関の再編統合に限る</u>	1箇所あたり 2,000千円（上限）	10/10 以内
4 地域医療連携推進法人設立事業	<u>地域医療連携推進法人の設立のために必要な法人運営及び体制整備にかかる経費</u> <u>会議費、説明会費、法人事務局経費（法人設立経費を含む）、共同研修に係る経費、調査分析・事業計画策定 等</u> <u>※病床機能分化・連携に係る費用に限る</u> <u>※地域医療構想調整会議で合意が得られた計画等に基づくものに限る</u> <u>※地域医療連携推進法人設立前後の3年間に上限とする</u>		1/2以内
5 病床削減に伴い不要となる建物や医療機器の処分に係る損失	自主的なダウンサイジングに伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る） ○対象となる建物及び医療機器：H28年11月11日（地域医療構想策定日）までに取得（契約）したもの ○対象となる勘定科目 ・固定資産除却損：固定資産を廃棄した場合の帳簿価額及び撤去費用 ・固定資産廃棄損：固定資産を廃棄した場合の撤去費用 ・固定資産売却損：固定資産の売却価額がその帳簿価額に不足する差額		1/2以内
6 早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額 <small>※病床機能分化・連携推進事業及び病床機能再編支援事業活用に限る</small>	早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額 ○対象となる職員：地域医療構想の達成に向けた機能転換やダウンサイジングに伴い退職する職員	1人あたり 6,000千円（上限）	1/2以内

病床機能分化・連携推進事業の見直しについて（R6年度）

○地域医療構想の実現に向け、複数医療機関連携による病床の適正化や医療機能の見直し等に対する支援を強化



1 病床機能再編等支援事業

- 変更点**
- ・複数医療機関による再編等で、病床機能の変更を伴わない場合でも、病床機能の集約に必要と認められる整備等について補助対象に追加
 - ・複数医療機関による再編のうち、新築・増築に限り補助率を引き上げ（1/2→2/3）

（イメージ）

単独医療機関による取組事例（従来どおり）

A病院



急性期130床

急性期病床を
回復期病床に
機能変更



A病院



急性期100床
回復期 30床

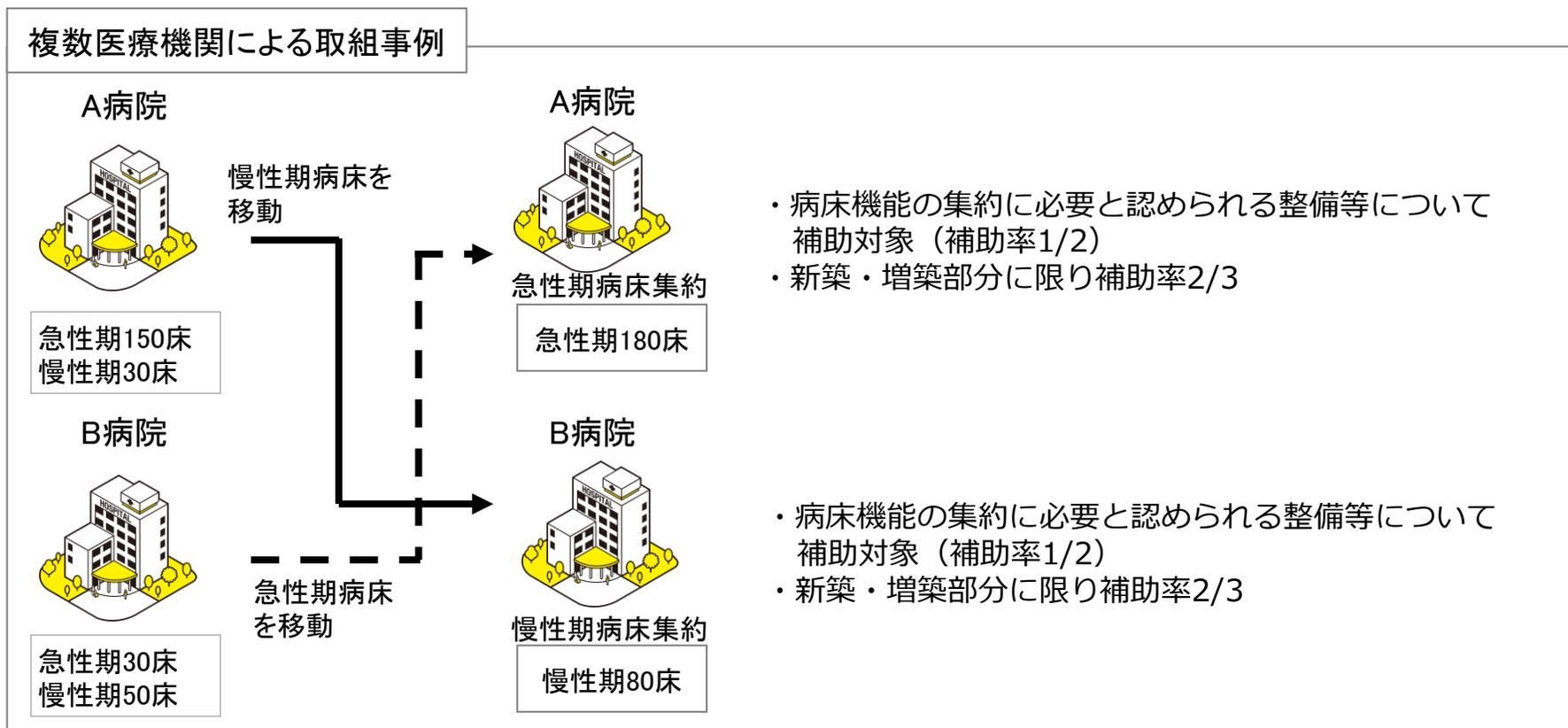
- ・過剰な病床から不足する機能への病床転換（地域包括ケア病床含む）に必要な整備費（補助率1/2）

病床機能分化・連携推進事業の見直しについて（R6年度）

1 病床機能再編等支援事業

- 変更点**
- ・複数医療機関による再編等で、病床機能の変更を伴わない場合でも、病床機能の集約に必要と認められる整備等について補助対象に追加
 - ・複数医療機関による再編のうち、新築・増築に限り補助率を引き上げ（1/2→2/3）

（イメージ）



2 病床の適正化支援事業

- 変更点**
- ・診療所等整備を含む病床適正化に伴う外来機能強化整備を追加
 - ・医療機能強化のための環境改善等に資する整備等を追加
 - ・複数医療機関による再編のうち、新築・増築に限り補助率を引き上げ（1/2→2/3）

（イメージ）

単独医療機関による取組事例



急性期150床

急性期病床を
削減



急性期120床

①過剰な病床を削減し、他用途へ転用するために必要な整備費〔補助率1/2〕

②病床の適正化に伴う外来機能の強化のための整備費（診療所等の整備を含む）〔補助率1/2〕

③継続する医療機能強化のための整備費〔補助率1/2〕

- ・患者の療養環境改善
- ・医療従事者の職場環境改善
- ・衛生環境改善
- ・業務の高度情報処理化及び快適環境の整備
- ・乳幼児を抱える患者の通院等のための環境整備
- ・その他適当と認められるもの

※H30.7.1時点で休棟中の病床は対象外
※介護保険制度に係る施設への用途変更は対象外

病床機能分化・連携推進事業の見直しについて（R6年度）

3 再編統合等計画策定事業

- 変更点** ・複数医療機関の再編統合に限定

4 地域医療連携推進法人設立事業

- 変更点** ・新規追加

（地域医療連携推進法人とは）

- 地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする一般社団法人について、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定
＜認定基準の例＞
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する**法人が2以上参加**すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される**地域医療連携推進評議会**を法人内に置いていること
 - ・ **参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求める**ことを定款で定めていること
- 医療連携推進区域（原則、地域医療構想区域内）を定め、
医療連携推進方針（区域内の病院等の機能分化・業務連携の方針）を決定
- 医療連携推進業務等の実施
医療機能・病床の再編（病床特例の適用）、医師等の共同研修、医薬品等の共同購入、
参加法人への資金貸付（基金造成を含む）、連携法人が議決権の全てを保有する関連事業者への出資等

4 地域医療連携推進法人設立事業

変更点 ・ 新規追加

(地域医療連携推進法人制度を活用する効果・メリット)

1. 法制度上のメリット

(1) **病床融通**…病床過剰地域においても、**地域医療構想の達成のために必要な病床融通を、参加法人間で行うことを可能**とする

【現行制度上の扱い】

- ・ 病床の地理的偏在を是正するため、都道府県は、各医療圏の基準病床数を算定し医療計画に規定
- ・ 病床過剰地域では、病床再編に伴い地域全体の病床数が増加しない場合にも病床の融通を行うことは認められない

(2) **資金貸付**…地域医療連携推進法人から参加法人への**資金貸付を可能**とする

【現行制度上の扱い】

- ・ 医療法人は、医療法上、剰余金の配当が禁じられており、剰余金の貸付は、原則として認めない取扱い

(3) **出資**…一定の要件により**介護サービス等を行う事業者に対する出資を可能**とする

2. 法人運営上のメリット（医療連携推進業務の一例）

(4) **患者紹介・逆紹介の円滑化**…カルテの統一化、重複検査の防止、スムーズな転院

(5) **医薬品・医療機器等の共同購入**…経営効率の向上

(6) **医療従事者の共同研修**…医療の質の向上

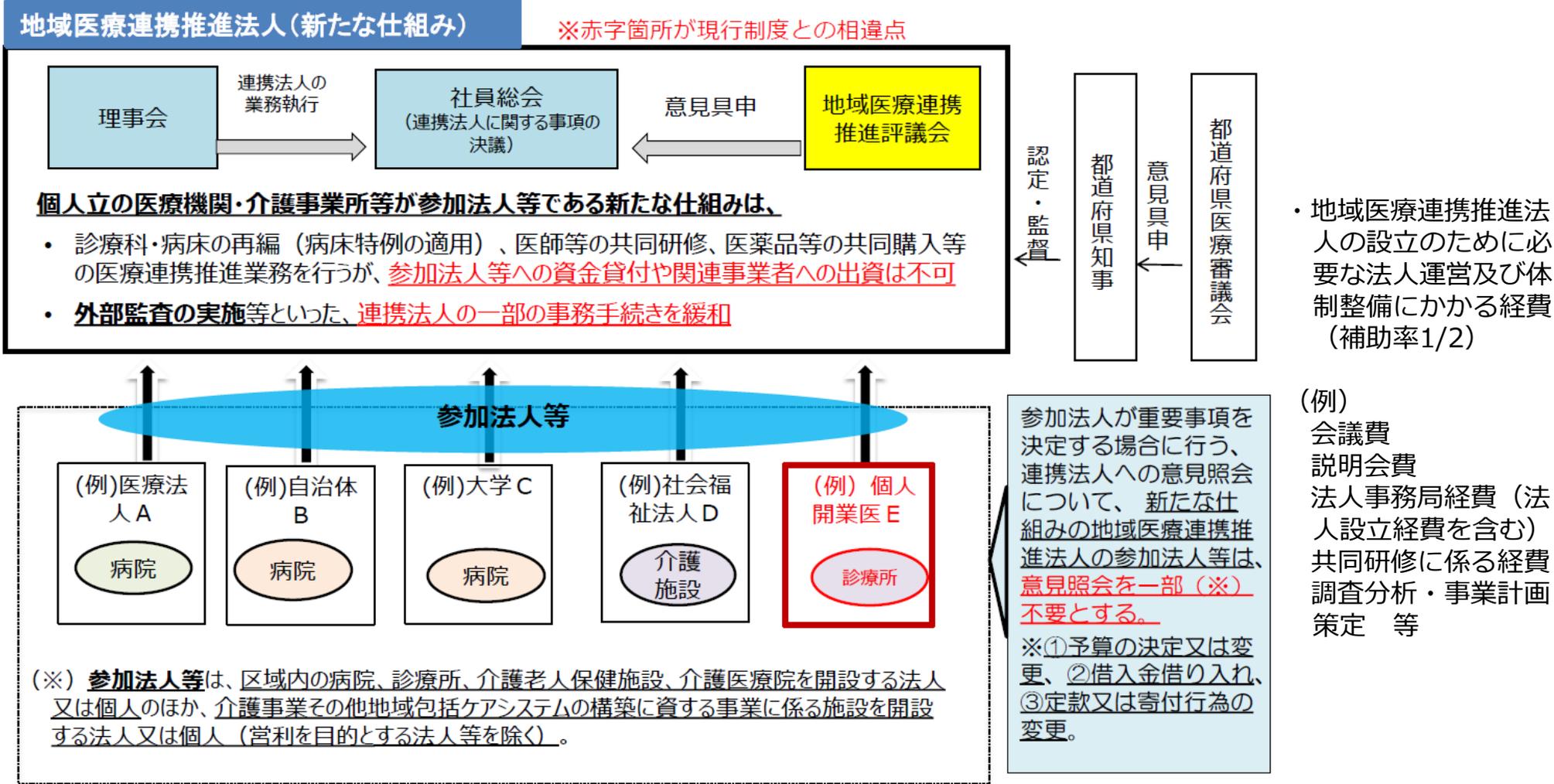
(7) **医師等医療従事者の再配置**…法人内の病院間での適正配置

病床機能分化・連携推進事業の見直しについて（R6年度）

4 地域医療連携推進法人設立事業

変更点 ・ 新規追加

(イメージ)



病床機能分化・連携推進事業の見直しについて（R6年度）

【参考】 現行の補助スキーム

補助対象	対象となる経費	補助率
(1)不足する病床への転換に要する経費	①施設整備費整備する回復期病床1床あたり（30床上限） 新築・増築 9,000千円（360千円×25㎡） 改築・改修 5,761千円（3,841千円×1.5） ②設備整備費 医療機関あたり 10,800千円	1/2
(2)過剰な病床を削減し、他用途へ変更するために要する経費	①施設整備費削減する急性期・慢性期病床1床あたり（30床上限） 増築 9,000千円（360千円×25㎡） 改築・改修 5,761千円（3,841千円×1.5） ②設備整備費 医療機関あたり 10,800千円	1/2
(3)再編統合等の計画策定にあたって必要となる経費	再編統合等にかかるコンサルタント業務委託費、病院間協議にかかる費用等 医療機関あたり 2,000千円上限	定額
(4)病床削減に伴い不要となる建物や医療機器の処分に係る損失	自主的なダウンサイジングに伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る） ○対象となる建物及び医療機器：平成28年11月11日（本県の地域医療構想策定日）までに取得（契約）したもの ○対象となる勘定科目 ・固定資産除却損：固定資産を廃棄した場合の帳簿価額及び撤去費用 ・固定資産廃棄損：固定資産を廃棄した場合の撤去費用 ・固定資産売却損：固定資産の売却価額がその帳簿価額に不足する差額	1/2
(5)早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額	早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額 ○対象となる職員：地域医療構想の達成に向けた機能転換やダウンサイジングに伴い退職する職員 ○上限額 6,000千円/人	定額

病床機能分化・連携推進事業の見直しについて（R6年度）

令和6年度事業のスケジュール（イメージ）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県		事業募集通知 ↔					内示 ↔		交付決定 ↔		事業実績確認後、補助金支出 (~5月) ↔	
医療機関		事業調査票の提出 ↔					事業計画書の提出 ↔		交付申請 ↔		事業実施、実績報告書の提出 ↔	
	※事業着手の前倒しが必要な場合は個別にご相談ください。											
会議				地域医療構想調整会議 ↔								

※上記スケジュール以外でも受け付け可能ですので、随時、ご相談ください。

病床機能の分化・連携推進事業費

【医療政策課 予算額200,000千円】

事業の目的

○医療機関が連携して取り組む病床の適正化や医療機能の見直し等に対する支援を強化し、地域医療構想を実現

事業の概要

○複数医療機関の取組に対する財政支援

➤ 施設・設備整備支援

対象：複数医療機関連携による

- ・病床の集約に必要と認められる整備費
- ・病床適正化に伴う外来機能等強化整備費
- ・その他、医療機能強化のための環境改善整備費

補助率：1/2 ※新築・増築については2/3

➤ 医療機関等の機能分担や連携を推進するための地域医療連携推進法人設立経費支援

対象：法人設立経費、事業計画策定経費等

補助率：1/2

➤ 病床機能分化・連携に向けた病院間協議費用・コンサル委託経費支援

上限額：2,000千円

※このほか、単独施設による病床機能分化・連携に必要な経費や過剰な病床を削減し他用途へ転換するために必要な整備費等については、既存の補助メニューで引き続き支援

複数医療機関による取組事例

